

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 身体拘束禁止未 実施減算	注 入居継続支援 加算	注 生活機能向上運 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 採糞スクリーニン グ加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100	-23単位 -60単位 -67単位 -73単位 -80単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (534 単位) 要介護2 (599 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
ハ 退院・送付連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×82/100)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×60/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80/100)										
注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計											

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。